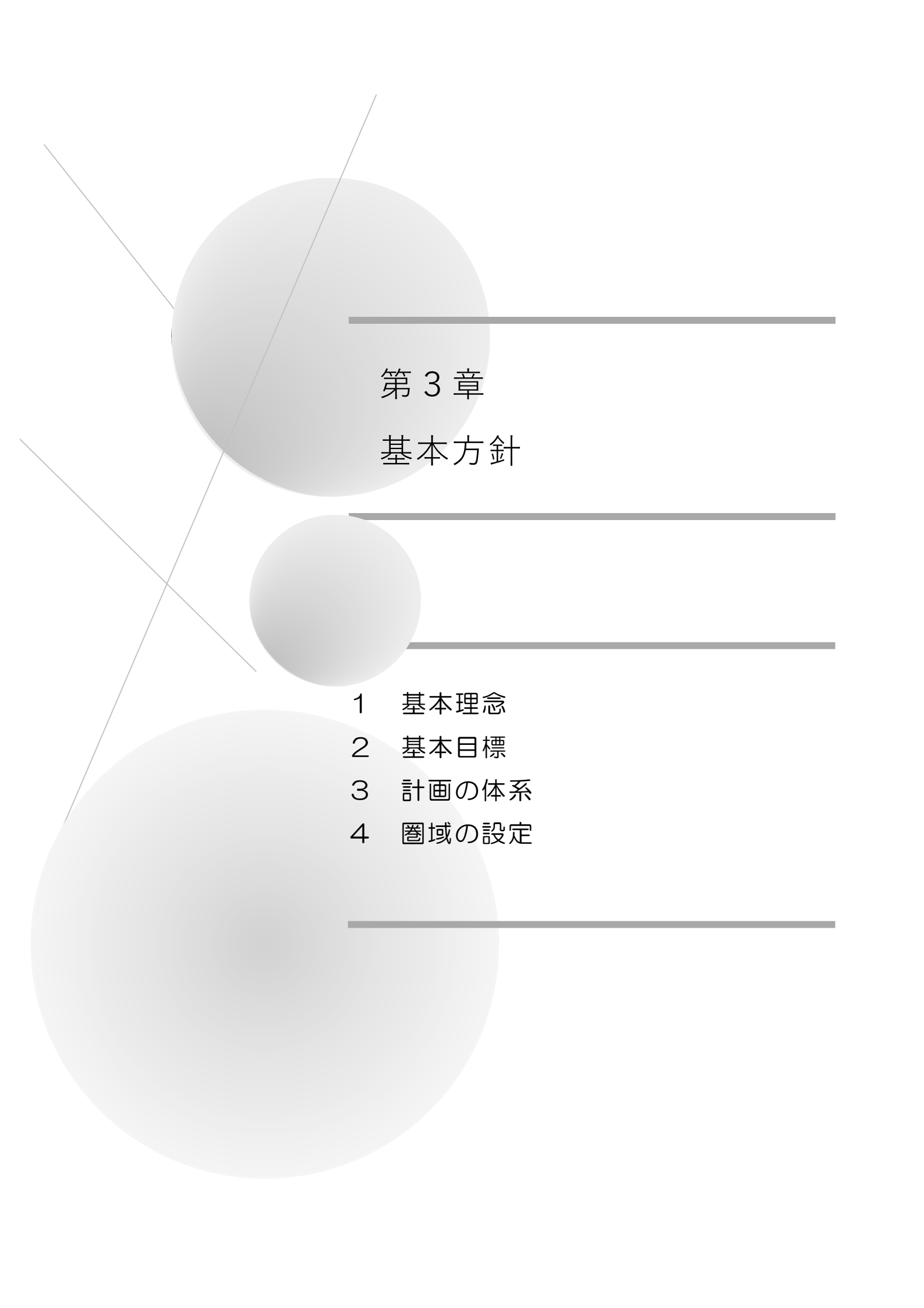




第 3 章

基本方針

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 計画の体系
- 4 圏域の設定

第3章 基本方針

1 基本理念

私たちの地域の中には、年齢・性別・障がいの有無や国籍など様々な違いを問わず多様性を持った人々が暮らしています。

また、社会環境は、急速な少子高齢化や核家族化、雇用形態の変化等により家族だけでは解決が難しい課題も増えています。

こうした中、誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らしていくためには、支えあい、助けあう心を醸成し、地域福祉を推進する必要があります。

地域住民一人ひとりが、さりげない思いやりの気持ち、あたたかい「ふくしのころ」でまちをつつむことができるよう、本計画においてもこれまでの基本理念を踏襲します。

また、地域における関係の希薄化が進む中、誰もが孤立することのないよう、人と人、人と地域とが「つながる」ことで、地域の中の支えあい、緩やかな見守り、住民同士の絆が「生まれる」ことを願い、計画のサブテーマを「つながる・生まれる」とします。

基本理念：

支えあい、助けあいながら
共に暮らせるまちづくり
～みんなのあたたかい心でまちをつつみましよう～

サブテーマ：

～つながる・生まれる～

2 基本目標

本計画の基本理念の実現を目指すために、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 自分らしく生きるための仕組みづくり（ひと）

支援を必要とする人が適切かつ切れ目のない福祉サービスの提供が受けられるなど、誰もが安心して生活できる地域とするため、福祉等に関する相談体制の充実や、様々な関係機関が連携した包括的な支援を行う体制づくりを進めます。さらに、本人の意思決定を支援するための成年後見制度等の権利擁護の推進に取り組みます。

基本目標2 共に支えあう地域づくり（ちいき）

全ての地域住民が地域福祉を我が事として捉え、また、福祉事業者、行政等、多様な関係者が参画して地域の生活課題や活動に主体的に関わり、共に支えあう地域とするため、地域の活動拠点づくりへの支援や、地域福祉を担う人材の育成、地域福祉活動の推進に取り組みます。

基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり（まち）

市民一人ひとりが、住み慣れた地域でいきいきと健康で暮らすことのできる地域とするため、自殺防止・再犯防止に向けて関係の支援者・団体との連携した取組や、道路・建築物等における物理的なバリア、情報障がい者といわれる視覚障がい者・聴覚障がい者等における情報面でのバリア、障がいのある方が社会参加する時における意識上のバリアを取り除くなど、バリアフリーに向けた福祉のまちづくりを推進します。

3 計画の体系

【基本理念】

支えあい、助けあいながら共に暮らせるまちづくり

【基本目標】

基本目標 1

自分らしく
生きるため
の仕組みづ
くり
(ひと)

【基本施策・取組方針】

施策 1 包括的な相談支援体制の構築

- ① 包括的な支援を行う体制づくり
- ② 福祉サービスの質の向上
- ③ 福祉専門職の支援体制づくり
- ④ 居住に課題を抱える方への横断的な支援

施策 2 権利擁護の推進

- ⑤ 成年後見制度等の利用促進
- ⑥ 虐待防止に向けた対応

基本目標 2

共に支えあ
う地域づく
り
(ちいき)

施策 3 地域を担う人づくり

- ⑦ 福祉教育の推進
- ⑧ 新たな担い手の発掘・育成
- ⑨ ボランティア活動の推進と支援

施策 4 地域福祉活動の推進

- ⑩ 福祉コミュニティの拠点や多様な居場所づくり
- ⑪ 地域の防災活動の推進
- ⑫ 地域支えあいの機能の充実

基本目標 3

誰もが安心
して暮らせ
る環境づく
り
(まち)

施策 5 安心して暮らせる地域づくり

- ⑬ 自殺防止に向けた取組
- ⑭ 再犯防止に向けた取組の推進
- ⑮ 交通安全対策、移動手段の確保

施策 6 福祉のまちづくりの推進

- ⑯ バリアフリーの推進
- ⑰ 情報アクセシビリティの確保

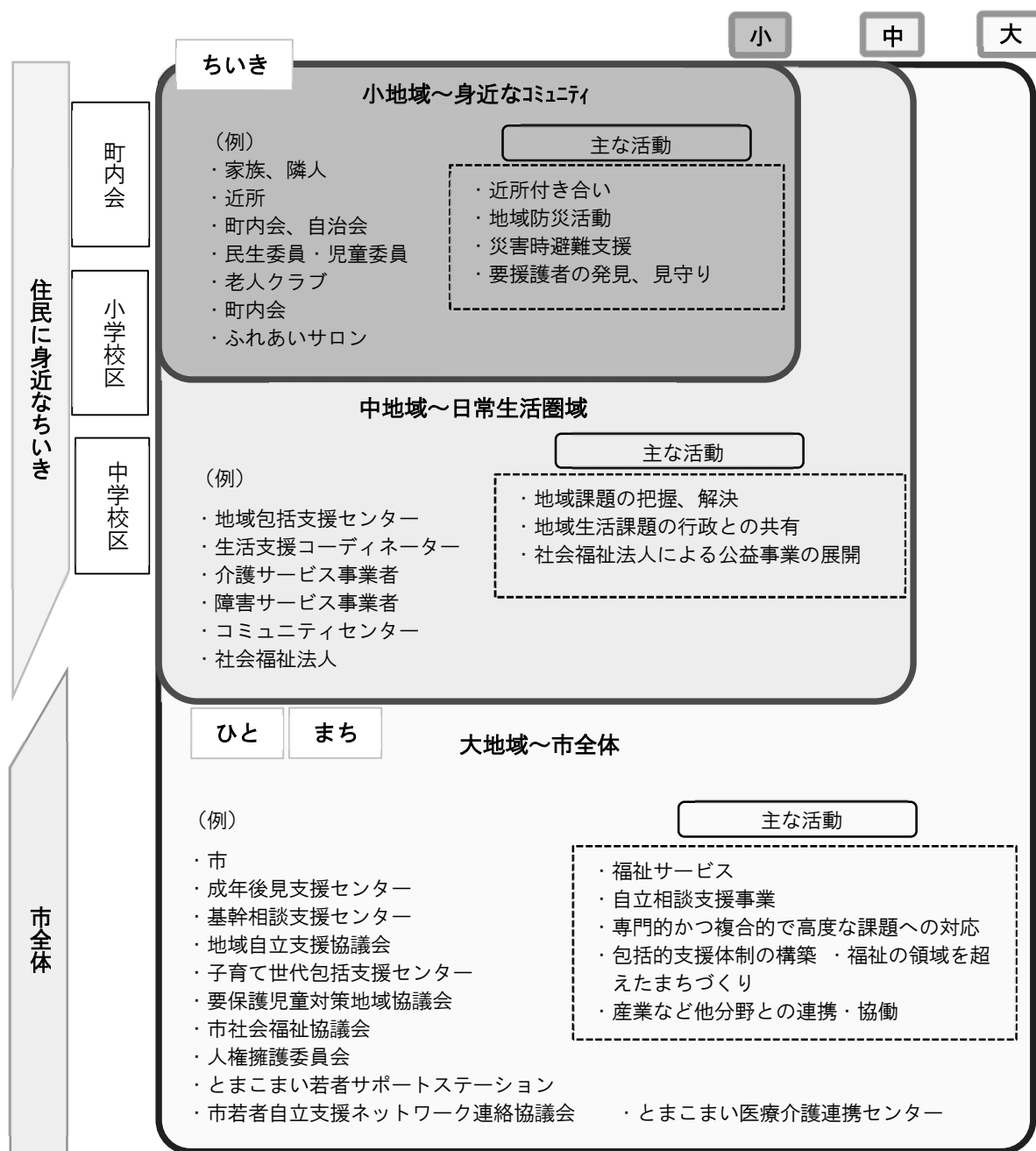
施策 7 地域丸ごとのつながり

- ⑱ 雇用の安定・拡大と人材確保・育成
- ⑲ 地域における人と資源の循環

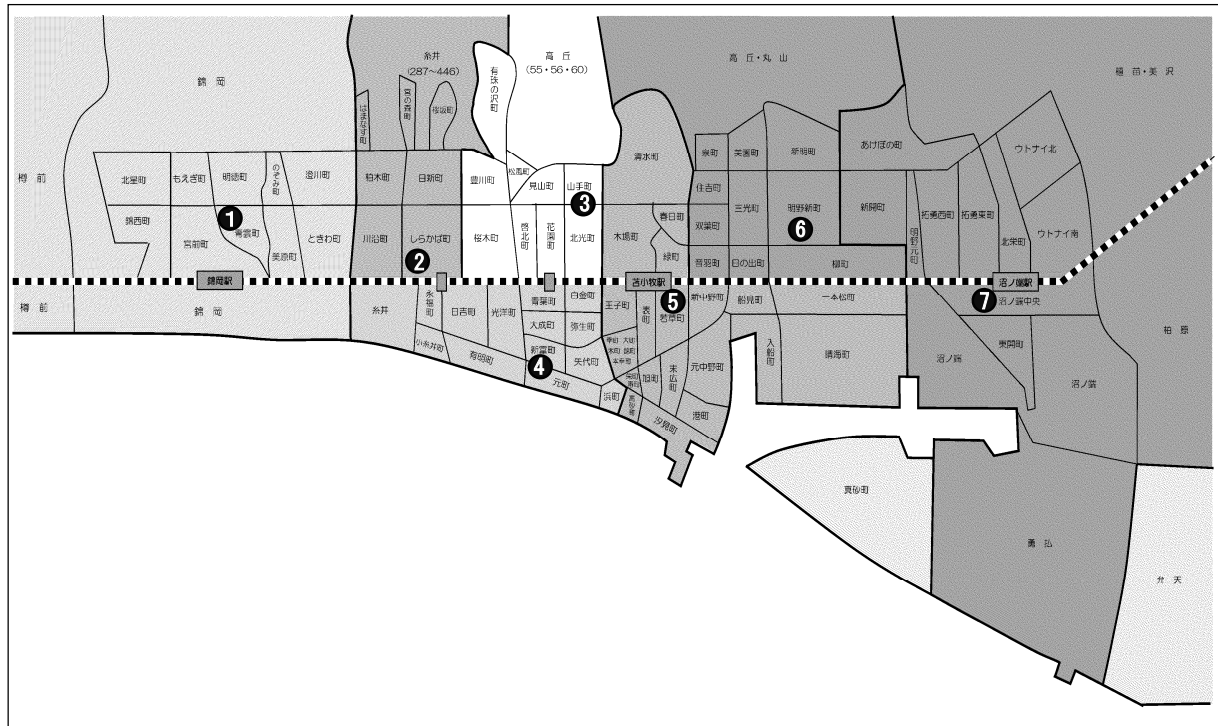
～つながる・生まれる～

4 圏域の設定

地域福祉の活動は、家族、近所、町内会などの身近なコミュニティから市全体を俯瞰する大きな圏域までいくつかの圏域に分かれ、それぞれの圏域に応じた機能や役割が発揮されるとともに、圏域を超えた連携が行われることにより、市全体としての地域福祉の推進が図られます。本計画では、小地域、中地域、大地域の圏域を概念として示します。



日常生活圏域



①	西包括圏域	澄川町、青雲町、字樽前、ときわ町、字錦岡、のぞみ町、美原町、宮前町、明德町、もえぎ町、錦西町、北星町
②	しらかば包括圏域	字糸井（287～446）、柏木町、川沿町、桜坂町、しらかば町、日新町、はまなす町、宮の森町
③	山手包括圏域	有珠の沢町、啓北町、桜木町、字高丘（55・56・60）、豊川町、花園町、北光町、松風町、見山町、山手町
④	南包括圏域	青葉町、有明町、字糸井（287～446除く）、永福町、小糸井町、光洋町、白金町、新富町、大成町、浜町、日吉町、元町、矢代町、弥生町
⑤	中央包括圏域	旭町、一本松町、入船町、王子町、大町、表町、春日町、木場町、寿町、幸町、栄町、汐見町、清水町、新中野町、末広町、高砂町、錦町、晴海町、船見町、本幸町、本町、緑町、港町、元中野町、若草町
⑥	明野包括圏域	明野新町、泉町、音羽町、三光町、新明町、住吉町、字高丘（55・56・60除く）、日の出町、双葉町、字丸山、美園町、柳町
⑦	東包括圏域	明野元町、あけぼの町、字植苗、字柏原、ウトナイ北、ウトナイ南、新開町、拓勇西町、拓勇東町、東開町、字沼ノ端、北栄町、字美沢、字勇払、沼ノ端中央

